

4 適用除外の基準等

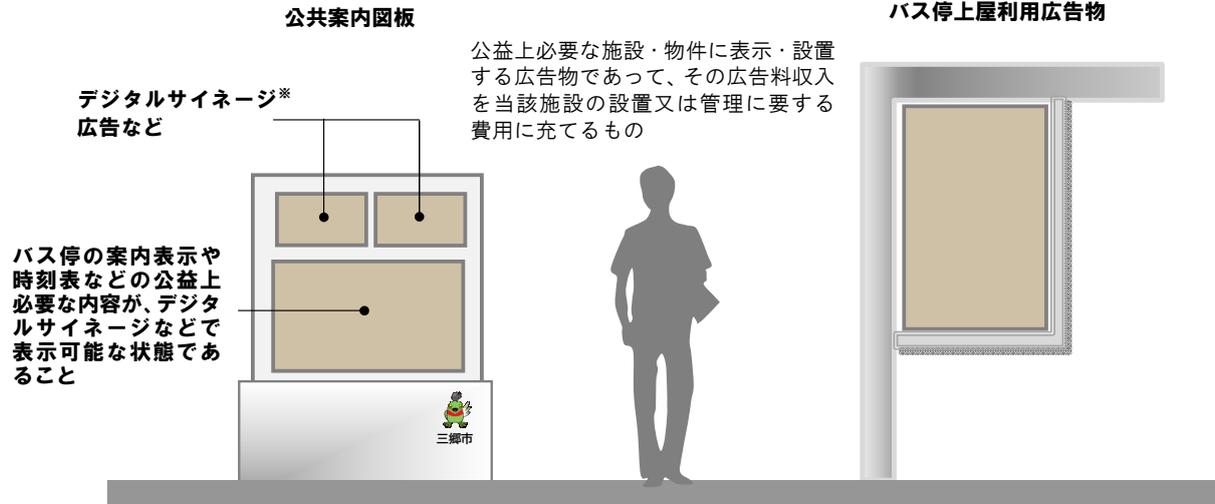
(1) 適用除外となる屋外広告物の基準 (条例第8条関連)

適用除外の屋外広告物の区分とその内容、そして禁止地域などでの取り扱いは、以下のとおりです。

○:表示可能 ×:表示することができない —:該当なし

広告物の区分	内容	禁止地域でも出せる	禁止物件でも出せる	はり紙等の禁止物件でも出せる	適用除外となる基準等
法令の規定により表示する広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	○	○	○	ガソリンスタンドの「セルフ」表示、「アイドリッグストップ」表示など
選挙運動のために表示する広告物	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	○	○	○	
国等が表示する広告物	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○	建造物又はその敷地以外の場所に表示するもの、表示期間が1年を超えるもの、上端の高さが地上から10mを超え、又は表示面積が10㎡を超える、のいずれにも該当する場合は市長への協議が必要
寄贈者名を表示するための広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	○	○	○	表示面積:表示方向から見た施設等の投影面積の1/20以下で、かつ、0.5㎡以下
特別の理由により市長が認める広告物	特別の理由により市長が認めるもの	○	○	○	
自家広告物	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの	○	×	×	自家広告物の基準を参照
禁止物件の場合	石垣、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突、ガスタンク、水道タンクその他のタンク、景観重要建造物、景観重要樹木に限る	×	○	×	石垣、擁壁:表示面積5㎡以下 送電塔、ガスタンク等:表示面積15㎡以下 景観重要建造物:自家広告物の基準(P16)を参照
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	○	×	×	表示面積:2㎡以下/個
禁止物件の場合		×	○	○	
冠婚葬祭用の広告物	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	○	×	○	
催し物用の広告物	講演会等のため、その会場の敷地内に表示するもの	○	×	×	
タクシーに表示する広告物	タクシーに他者の広告物を表示するもの	○	—	—	表示面積:各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下
バスに表示する広告物	路線バスや貸切バスに他者の広告物を表示するもの	○	—	—	表示面積:底部を除く表面積の3/10以下(窓、ドア等のガラス面は表示不可)
他の都道府県市の条例の規定に従って表示される自動車の広告物	他の都道府県市を使用の本拠地とする自動車で、その都道府県市の条例に従って表示するもの	○	—	—	
人、動物、車両(自動車を除く)、船舶に表示する広告物	人、動物、車両(自動車を除く)、船舶に表示するもの	○	—	—	
公共掲示板に表示する広告物	国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に、許可等を得て表示するもの	○	—	—	国又は地方公共団体の許可又は承諾
工事現場の仮囲いに表示する広告物	工事期間中に宣伝を目的とせず、空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画若しくは写真、又は工事施工者名等を表示するもの	○	×	—	工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、仮囲いの投影面積の1/20以下
町会、自治会等の掲示板に表示する広告物	町会、自治会等が公共的目的をもって設置する掲示板にその町会、自治会等の定めにより表示するもの	○	—	—	
煙突及びガスタンク等に表示する広告物	空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は写真を表示するもの	×	○	—	
営利を目的としない立看板等	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のためのはり紙、はり札、広告旗、立看板	×	×	○	表示期間が15日を超える場合等は許可が必要 許可不要 表示面積等 はり紙 1㎡以下 はり札 1㎡以下 広告旗 縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路上に突き出していないこと 立看板 縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下 表示内容 表示の始期と終期を明示。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示 表示期間 15日以内
案内用の広告物	道標、案内図板、公共的目的又は公衆の利便に供する目的のために表示するもの	○	×	×	禁止地域で表示する場合は許可が必要 表示面積:10㎡以下
公共案内図版等	公益上必要な施設・物件に表示・設置する広告物	○	×	×	広告料収入を設置費や維持管理費に充てるもの

(3) 禁止地域における適用除外の事例



※デジタルサイネージとは：ディスプレイなどの電子的な機器を使って映像を表示し、情報を発信するシステムの総称

公共案内図板の例
デジタルサイネージ広告



バス停上屋利用広告物の例



- 例示した公共案内図板の許可基準は、禁止地域の自家広告物の「建築物から独立した広告物」(P.7・8) 参照
- バス停上屋利用広告物の許可基準は、P.13・14 参照